

令和6年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和6年12月5日から令和6年12月13日まで第4回定例会が町役場に招集された。

令和6年12月13日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	田中啓太		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、5番、横山智代君、6番、小畑博司君のお二人を指名いたします。

◎議案第54号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第2、議案第54号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第56号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第3、議案第56号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

9ページの町債、公共用地先行取得事業債についてお聞きいたします。

この地方債、町債でありますけれども、県有地取得のためというような目的で今回上程されておりますけれども、その県有地について4点ほどお聞きしたいことがございます。

まず第1点目に、この県有地でございますけれども、今、庁舎建設の候補地として4か所の候補地の中のひとつとして挙げられております。これについて、このタイミング、庁舎建設のために買うのではないというような前提で、この予算が組まれておりますけれども、これの整合性について、一つおただしいということと。

あともう一つ、購入することで、ちょうど今の令和6年度の補正で買わなくてはいけない、このタイミングで買う必要があるのかということの根拠を明確にさせていただきたいということ。

あともう一つが、仮に庁舎建設の候補地となった場合に、この利用目的、最初は駐車場云々の話で5年間という話がありましたけれども、これの整合性というか目的外使用ということでの変更が、用途変更できるのかということ。

あともう一つが、坂下東第一土地区画整理についての減歩に充てる目的で一部使用するということが説明ありましたけれども、それについて、減歩をした後の残地で庁舎建設に十分に間に合うだけの土地を確保できるのかということの4点についておただしいたします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

一個一個ではなくて、トータル的にお答えをさせていただきます。

まず県有地を買うに至った経過というところから説明をさせていただきたいと思えます。

県有地である農業試験場跡地につきましては、当時県が使用しなくなってから、この利活用について、その有無について、町のほうに照会があったようでございます。町では県有地跡地利用懇談会を設置しまして、検討してきた経過がございます。その検討の結果、町民文化センターの建設、近代的な行政施設等の建設とすると。屋内運動場については、坂下東公園と連動させ総合的に検討すべきであるという答申をいただいております。この答申については平成元年の8月28日に出されたものであり、今から36年前のものということになります。

これに基づきまして、町では、平成2年に最初の払下げの要請を県に提出しております。これにより、要するに会津西部ライブセンター用地としての購入の動きが始まったということでございます。このライブセンターの建設については財政的な理由等もあり、現在でも実現できていないというような状況はお分かりいただけるかと思います。

その後、2回目の申請もあったのですが、平成10年に3回目の払下申請の要望を県に提出しております。さらに、再度また平成14年に4回目の払下申請の提出。翌年15年にも5回目の払下げの要望書を提出したというような経過が残っております。そこから3年空くのですが、平成18年に、これ、最後のライブセンター用地として6回目の払下要望書を県に提出しております。これまで6回の購入の意思を県に示していながら、町としては約束を果たせていないというような状況にあるというのが現状でございます。

また、この間、平成7年に坂下東第一土地地区画整理事業の地権者から審査請求がなされております。こちらについては、県が県有地を購入するということで減歩分を町が負担をするという決定をしております。こちらの詳細については、建設課長のほうに説明をさせていただきたいというふうに思います。

また、それとは別になりますが、町では区画整理事業で発生しました残土の仮置場として県から無償で借用していたということがございますが、県から令和2年度から残土置場としては貸付けをしないということに加えて、県有地の町の対応について求められたというような経過がございます。それにより、町としては協議をしまして、令和7年度までに、この県有地を購入しますという確約する書類を令和2年3月に県に提出をしております。県有地の取得につきましては令和7年度を期限としておりますが、少しでも早くまちづくりのために生かしたいということから、1年前倒しして令和6年度に、本年度に購入することといたしました。こちらについては、令和4年度及び5年度に策定した実施計画の中でも説明をさせていただいております。

以上がこれまでの経過になってまいります。

理由の一つとしては、やはり30年以上購入の判断を、買うという中で購入の判断を先延ばししてきた道義的責任が町にはあると考えております。

二つ目に保留地の問題があります。町では県有地を購入することを前提に区画整理の事業計画、資金計画を立てており、区画整理そのものに大きな影響が生じるということが理由でございます。この保留地の問題が一番大きな問題ということでもあります。

その中で庁舎との整合性ということになりますが、当然、現在、多目的広場ということで、利用の目的で購入することになりますが、仮に庁舎ということになれば違う目的になりますので、5年間の利活用の縛りで用途変更はできないということになりますので、庁舎については、その期間が経過後、仮にですよ、仮にそこで建てるという場合には、5年経過後になるということ。これは町民懇談会の中でも、この用地の持つ特異性について説明をさせていただいたということでもあります。

東の減歩の残地ということになりますが、今2万平米ございます。保留地については1万平米でありますので、今現在庁舎用地としている1万平米が純然たる町有地として残ると、最終的には残るということでもありますので、庁舎は、仮にそこになったとしても十分に建設できる面積であるというふうに考えております。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

おはようございます。

今ほど政策財務課長のほうから説明がなされたわけでございますが、私からは区画整理事業に関する県の取扱い等について、改めてご説明を申し上げます。

坂下東第一土地区画整理事業につきましては、平成6年11月から仮換地の指定を開始いたしました。しかしながら、翌平成7年1月5日に、当時の地権者の約半数の方々から減歩率緩和を求める行政不服審査請求が提出されました。町はこの審査請求を受けまして、同年9月から10月にかけて地権者に対して減歩緩和策の個別説明会を実施してございます。

その内容は、過小宅地の基準、変更前は200平米、坪にしますと約60坪以下の過小宅地については減歩率をゼロというふうなことであったわけでございますが、それを緩和して350平米、坪にしますと104坪まで面積要件を緩和したと。次に最大減歩率でございます。変更前は36.5%というふうなことでございましたが、2%緩和して34.5%にしたと。その他の土地についても一律2%緩和をするという内容で一定の理解を得たところでございます。

その後、行政不服審査請求を出された地権者の方々に、多分に何回か打合せ等々をやったんだろうと思いますけれども、平成9年1月に審査請求の取下げがなされました。町はそれを受け、同じく1月24日に、それまで指定をかけた仮換地に対して取消通知を発送してございます。同年7月から8月にかけて減歩率を緩和した新たな仮換地案の閲覧を行い、同年10月28日から新たな仮換地計画に基づく仮換地指定を随時行ってきたと

ころでございます。

保留地関係でございますが、当然この減歩緩和によって目減りした部分がございます。事業計画上は3万2,660平米の保留地があるわけでございますが、1万650平米ほど目減りしてございますので、町といたしましては、先ほど政策財務課長から説明があったとおり、県有地を取得して、目減りした分をその県有地に減歩をかけて取得を確保したいというのが正直なところでございます。仮に県有地が取得できなかった場合、ではどうなるのかということでございますが、現在の事業計画、それから資金計画と言われる実施計画も、当然計画面積3万2,660平米で計画がなされております。そうしますと、仮に取得できなければ、当然資金計画も破綻をするというおそれがございます。

また最悪の場合、結局事業計画上の面積が確保できていない、資金計画も破綻するとなれば、事業認可の取消し及び補助金の返還を求められる可能性がありますので、施行者である町としては是が非でもやはり県有地は取得したいというのが正直なところでございます。

私からは以上です。

◎議長（赤城大地君）

庁舎整備課長から特に答弁があればお願いいたします。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

先ほど政策財務課長からも答弁があったように、新庁舎の建設候補地としては面積要件も合致していますし、若干のスケジュールの調整は必要でありますけれども、建設候補地としての整合は取れているという判断をしております。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

今、ここに至るまでの詳細な説明をいただきました。いただきましたけれども、今、町がどういう状態であるかというときに、いわゆる新庁舎建設が最大の事業でありまして、その事業がきちんと決着してから買収していいのではないかとということです。私も

県の財産管理課の担当者にお聞きしました。12月10日8時半です。県では、今買収しろと、そういうことは言っていないと。ただ、町から買収したいからという申出があったので、それに応じているというようなことです。

町にこういった財政的な非常に窮屈なことであれば、新庁舎を建設してから十分買収に着手してもよいのではなかろうかと思うんですけども、その件についてはいかがでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

経過についてお話しさせていただきました。町としてはやはり県との約束を早く守りたいということで、少しでも前倒しをして財政上の根拠を持ちながら購入の決定をしたということでございます。仮にこれを町が買わないで県が民間に売却してしまったということになれば、なおさら庁舎との整合性が取れなくなってしまうということもございますので、庁舎あるなしにかかわらず、ここは購入しなくてはいけないというふうな判断を町がしているわけですが、そのような状況で町としては1年前倒しをして購入を判断したということでもあります。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

買っただけではすまないんですね、残土の撤去というのがある。残土の撤去については、どういう経過でこれだけの残土がここにあるようになったのか。区画整理だけでこの残土が生じたのか。

それで、この残土を撤去するとなると、また目的に沿った利用になった場合にも工事費がかかるわけです、この後。それについては、どのような計画なのかお伺いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

県有地に残土があるのは事実でございまして、事業開始から区域内の工事等々で出た

残土を一時的に県有地に置いておいたと。これはなぜかという、当然盛土用の土にも使えますし、そういう判断の下で一定の数量を県有地に置いたという経過がございます。本来であれば、当然工事で出た残土については、当然工事費の中に処分費用まで入れて処分するのが常でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、再利用して、要は農地等々の盛土等々にも使いたいというような計画が当時あったようでございますし、今でも農地等々を整地する際には、やはり盛土代が必ず必要になってきますから、そういう判断の下で県有地に残土を置いておいたということでございます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

用地の買収費というのは分かりました。ただ、その後の工事費はどのくらいかということをお伺いしているわけです。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

積算上は5,000万円弱ほどを見込んでございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

利用目的なのですが、先ほど答弁がありましたけれども、やはり整合性について、新庁舎の候補地として整合性に問題はないということでもありますけれども、5年間の縛りがある。じゃあ縛りなんかないというふうに取ってやっているのか。やはりその縛りについては、どのような報告義務があつて、どのようにやらなくちゃいけないのか。

駐車場にするのであれば、駐車場用地と5年間はしなくちゃいけない。駐車場用地というのは、どのような駐車場とするのか。舗装するのか舗装しないのかということもあります。

また、そこに実際に駐車場用地でやって、とまるような車があるのか、利用目的で。これは町が事業をするので農地転用というのは発生するのでしょうかしないのでしょうか。そのことも併せてご答弁ください。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

まず転用に関してですが、契約が済み次第、県が所有権移転登記をするようになります。その地目の変更については区画整理地内ですので、宅地というような形で登記をされるのではないかというふうには考えておりますが、ちょっと私、その辺詳しく存じ上げないのであれなんです。

あと駐車場ではなくて、多目的広場と駐車場として5年間は使用するということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

言葉では多目的使用というけれども、多目的使用の詳細というのを示す必要があるのではないかということです。じゃあ、多目的使用ですということで書いて、県のほうでそれでいいのかということですね。やはり駐車場とすれば、車をとまっている姿を報告しなくちゃいけないのかということもあるわけです。それと併せて農地転用許可というのが必要なのかどうかということも、併せて答弁いただきたい。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

多目的広場ということについては、今後、この後、今月中ですが、県の財産審議会にかかります。多目的広場ということで使用については県と確認させていただいている中で県の審議会にかかる予定ですので、県としてもそれは了解をさせていただいていると。

今後残土の処理も含めて、どういう形にするか、町民の方が使いやすいような形にするかということについては、再度建設課のほうも含めて調整をさせていただきたいというふうに考えております。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

（「農地転用は、それについて聞いてください」と発言あり）

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

当面は駐車場、それから多目的用地でございますので、特にハード的な整備をする予定はしてございません。先ほども申し上げたとおり、余計な残土については当然搬出をして平らに整地をします。その時点では地目上は農地のままだと思いますが、公共事業で、公共工事等で何かしら整備をする際には転用は必要ないという認識を持ってございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいですか。

ほかにございますか。ありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

新庁舎についての課長の答弁がありましたけれども、ここの新庁舎建設の候補地について、やはり面積的なこととか、あと、そういった進入路とか、そういったことで、ここはあまり適地じゃないんじゃないかというような部分も、今までちょっとおっしゃっていたとか、いろんな案について、ほかと比較して、そうしたときに、ここを候補地としてやる場合に、それだけの費用がかかっている。その候補地として、今、財政のこともあったり、そういったことを考えれば、候補地とすることがちょっと私は疑問じゃないかと思うし、外すべきではないかと。新庁舎建設用地として、ここの候補地で計画図をつくったときに大体どのくらいのお金を委託して計画の案を出してもらったのか、お伺いいたします。

◎議長（赤城大地君）

補正予算の質疑でございますので、補正予算に関係する部分のみ受け付けております。ただいまの質疑につきまして。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

財政とかのほうでリンクしますので、そこをやはり候補の一つの適地で選んでいるわけだから、私は関連しているというふうな形で質疑をしているのであります。

◎議長（赤城大地君）

ただいまの質疑について、補正予算に関係する部分について答弁いただければと思います。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

建設候補地としての今ほどの県の県有地につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、面積要件、あとは立地、いろいろな面で以前から建設候補地として可能性があるということですので、皆さんの、町民の方々との議論の中の一つとして判断している部分であります。

また、今回の建設候補地の資料としては、新庁舎建設基本計画の支援業務というところでコンサルタントの支援をいただいております。費用的にも全体的な契約額が700万円程度かかっておりますけれども、それは今後の基本計画の策定も含めてという業務の委託になっております。今回、その県有地だけに特化した費用というのは、もちろん積算はできませんけれども、比較検討資料の作成支援ということで必要な経費であるということの判断をしているところであります。

以上であります。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

暫時休議いたします。

（午前10時28分）

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前10時29分）

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ただいまもっと質疑があるんじゃないかということで思っていたんですが、この件しか質疑がなかったの。

ただいま質疑は終了しましたが、本案については、執行に強い疑念を生じましたので修正案を提出したいという動議であります。現在、発委者は私1名の動議ですので、ここで休議あるいは休憩をいただくかして採択賛成者を求めたいのです。質疑を行わなければ各議員の賛否の意思の決定もできませんので、このような提出をさせていただきました。ご理解ください。

◎議長（赤城大地君）

ただいま五十嵐一夫君より二つの動議が出されたと受け取ります。

休憩をしたいというものと修正案を出したいというものでございます。

休議の動議につきましては先決の動議となりますので、先に休憩、休議につきましてはお諮りいたします。会議規則第16条によりまして賛成者のほか1人以上の賛同があれば成立ということになりますので、ご了承ください。

それではお諮りいたします。

今ほどの五十嵐一夫君の動議、休憩の動議につきまして賛同する方の起立を求めます。

(賛同者起立)

◎議長（赤城大地君）

着席いただいてよろしいです。

それでは1人以上の賛同を認めますので、暫時休議いたします。 （午前10時31分）

それでは大会議室に議員の皆様お集まりになられてお話しいただければと思います。座長を副議長にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。あと休議中ですので特別な記録は要りません。

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前10時45分）

もう一つの動議、修正の動議が提出されております。

地方自治法第115条の3により定数の12分の1の賛同が必要でございます。坂下の場合は提出者のほか1人以上の賛同が必要でございます。

ただいま五十嵐一夫議員より修正動議を提出したいという旨の動議があったんですが、これに賛同する方の起立を求めます。

（賛同者起立）

◎議長（赤城大地君）

賛同者が1人以下と認められますので、不成立といたします。

それでは質疑が終結しておりますので、討論に入ります。

本案に対して討論はありませんか。

◎議長（赤城大地君）

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私は本案に反対の立場から討論をします。

本案には総務管理費において公共用地事業として2億200万円の予算が計上されております。また、職員の給与に関する条例の一部改正も併せて提案されています。私は先ほど本案の修正を目指しましたが、議員諸君の賛同なく採択されませんでした。

内容は、公共用地取得は県の約束とはいえ県が履行を迫ってきたものではありません。町が取得したいと申し出たもので、新庁舎建設において多額の予算を要する今の時期、今の財政状況を鑑み、この提案が妥当でしょうか。2億円もお金があれば他の事業で国・県の補助を利用することにより、2倍、3倍、4億、5億、6億もの事業を行うことも考えられます。地域経済の活性につながるのです。また給食費の無償化を訴える政党所属の声も議会でありますが、町の児童・生徒の給食費年間5,500万円ほどです。2億円は4年分に相当します。賄うことが検討できるのです。

職員給与については、時間を待てない議案であります。しかし、公共用地事業は本補正予算にセットで提案する緊急性のものではありません。分割して審議することも可能です。単独での臨時議会等の日程を組んで審議すればいいのです。このように可決されなければ、人事院勧告に基づく職員の給与に支障を与える議案、十分審議を必要とする公共用地の議案を切り離すことなく、一つの議案として一括提案し、議会に諮り、賛成か反対を問う提案の手法には賛同できません。

片や人質を取ったような議案と引換えに議案に賛同させるような手法、議員に苦渋の選択の決断を迫るような提案、ひきょうな提案と申し上げざるを得ません。私は本案の提案の手法を批判し、公共用地取得事業には反対するものであり、本案に反対します。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

私、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の補正について、一番の論点になっているのが、争点になっているのが町債の公共用地先行取得事業債ということであったというふうに思います。

私は先ほどこの内容について質問をさせていただきましたけれども、この経緯を聞けば令和7年までには取得するというような県との約束があるということでもあります。これ、説明を聞きましたところ、5年間の縛りがあって目的外使用はできないということであるというふうに説明がありましたけれども、それであれば、なおさら1年でも早く取得をして目的外であるような庁舎建設、あと土地区画整理の減歩に対する使用ができるような環境を整えるべきであるし、財政的に厳しいというような話もございましたけれども、財政指数がここ数年で劇的に回復している我が町でありますので、買えるタイミングで買って事業を先に進める施策、対策をしておく、先回りで手を打つということは町政に対して非常に大事なことだというふうに思いますので、私はこの予算内容について賛成をする立場で意見を申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第6号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第57号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第4、議案第57号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。

これより、議案第57号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第58号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第5、議案第58号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第58号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第3号)」
を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第59号の質疑・討論・採決

◎議長(赤城大地君)

日程第6、議案第59号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案59号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第60号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第7、議案第60号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第61号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第8、議案第61号「令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号「令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第62号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第9、議案第62号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第62号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第3号)」
を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第55号の質疑・討論・採決

◎議長(赤城大地君)

日程第10、議会改革特別委員会に付託しておりました議案第55号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案の審査経過及び結果についての報告であります。議会改革特別委員会委員長より報告書がお手元にお配りされております。審査には全議員が出席し、報告内容はよく承知しているものであります。
会議規則第41条第3項の規定に、会議に諮って、これを省略できるとあります。
お諮りいたします。
改めて委員長からの報告を求めず、これを省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。
よって改めて委員長からの報告は求めず、これを省略することといたします。
これより議会改革特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

議会改革特別委員会委員長、登壇願います。

(議会改革特別委員会委員長 5 番 横山智代君 登壇)

◎議長（赤城大地君）

議案第55号に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

これをもって質疑を終結いたします。

◎議長（赤城大地君）

これより討論に入ります。

議案第55号について討論はありませんか。

◎1 番（高久敏明君）

議長、1 番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明君。

◎1 番（高久敏明君）

私は反対の立場から討論いたします。

今回の提出議案につきましては、会津坂下町特別職報酬等審議会の答申を受けて提出された議案でありますので、審議会の意見は十分に尊重されるべきであるとの考えではあります。今後の議員の確保、我々議員が今後もしっかりとした議員活動を行っていくためにも必要な議案であるという認識は十分に理解しております。しかしながら、新庁舎建設問題で揺れている今の状況、また、これが及ぼす財政的な影響も明らかになっていない現状において、この議案を通すことにはやはり疑問を感じざるを得ません。

以上により、私は反対いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は「可決」であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

再開を11時10分といたします。

(午前11時01分)

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、議事進行。

◎議長（赤城大地君）

議事進行。

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ただいま可決された本案に附帯決議を付することの提案の動議を提出いたします。

附帯決議文は「議長を除く町議会議員は一般質問を毎定例会において行う」であります。

以上提案の動議を提出いたします。

◎議長（赤城大地君）

休憩の宣告をしてしまったんですが、続けてまいりたいと思います。

ただいま五十嵐一夫君より、この本議案第55号につきまして、附帯決議を提出したい旨の動議が提出されております。動議の提出でございますので、地方自治法第115条の3により定数の12分の1以上の賛成が必要となります。先ほども申し上げましたが、坂下の場合は賛成者のほか1人以上の賛同が必要となります。

お諮りいたします。

ただいまの動議につきまして賛同する方の起立を求めます。

(賛同者起立)

◎議長（赤城大地君）

起立1人以下と認めますので、本動議は不成立といたします。

それでは休憩のため休議といたします。

再開を午前11時10分といたします。

(午前11時02分)

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

(午前11時10分)

◎請願第7号及び陳情第1号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第11、総務産業建設常任委員会に付託しておりました請願第7号「福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書提出の請願について」及び陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」を一括議題といたします。

議題とした請願・陳情の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）（登壇）

委員会報告をいたします。

令和6年12月11日、青木美貴子議員、物江政博議員の紹介による請願第7号「福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書提出の請願について」、総務産業建設常任委員会を開催し、委員6名の出席にて審査いたしました結果、全会一致にて採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

この請願は、再生エネルギー政策の推進について適正な環境整備を整え、景観環境を含めた健全な推進を促すものであるとの認識で妥当であるとの意見でございます。

続きまして、陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」でございます。

令和6年12月11日、陳情第1号について、総務産業建設常任委員会を開催し、委員6名の出席にて審査いたしました結果、賛成多数にて採択すべきものと決定いたしましたので報告します。

社会の物価高騰による家計への影響、困窮状況を見ると、陳情内容につきまして妥当であるとの意見でございます。

少数意見といたしましては、最低賃金の目標を直ちに1,500円以上としている点が非現実的であるし、国の支援策も具体性がない状況においては、中小企業への負担がさら

に厳しくなるものと考えられるという意見でございました。
報告は以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。
まず請願第7号について質疑はありませんか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

この常任委員会の中での討論、議論の中で、再生可能エネルギーを進めることについては、もちろん誰も反対する人はいなかったと思うんですが、大規模な再生可能エネルギーだけではなくて、本当に各家々、個人の家による再生可能エネルギーの創出というのは、これは大きな意味を持つてくると思うんですけれども、しかしながら財政的な負担、各個人における財政的な負担というのは、あまりにもやはり大きいために、それがハードルとなって、なかなか進まないのではないかというふうに私は思っています。

そのためには、やはり国がもっともっとそこに対する支援というのをする必要があるのかなと。今、太陽光だけではなくて蓄電池等も含めて導入が進んでいるとは思いますが、それをさらに進めるための提言というか、そういう意見についてはなかったのでしょうか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）

個人の再生エネルギーの負担等についての議論はございませんでした。

◎議長（赤城大地君）

ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第1号について、質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ごとに行います。
まず、請願第7号について討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより請願第7号「福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書提出の請願について」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
請願第7号に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。
よって、請願第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。
次に、陳情第1号について、討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」を採決いたします。
陳情第1号に対する委員長報告は採択であります。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(赤城大地君)

起立多数であります。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎発委第5号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第12、発委第5号「福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）（登壇）

「福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書の提出について」、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を会津坂下町議会会議規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

内容につきましては、別紙意見書のとおりでございます。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第5号「福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第6号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第13、発委第6号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）（登壇）

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出」について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

内容については、次ページでございます。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど、弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、賃金引上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め経済の好循環をつくる必要がある。そのためには最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要である。

また、現行の地域別制度は人口の一極集中や若者の都市部への流出の大きな原因となっている。2024年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,163円、福島県では955円、最も低い秋田県では951円となった。福島県と東京都では、同じ仕事でも時給で208円、年収で43万3,812円（厚生労働省が示す法定労働時間の上限173.8時間で算出）もの格差が生じる。最低賃金の大幅引上げとともに地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことが喫緊の課題になっている。

全国一律制と最低賃金引上げを実現させるためには、中小企業・小規模事業所への抜本的な支援・強化が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められている。また下請け企業への単価削減・賃上げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。

以上の趣旨により下記の項目の早期実現を求め意見書を提出する。

記。

1. 最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 労働者の生活を支えるため最低賃金について1,500円以上を実現すること。
3. 最低賃金の上げができ、経営が継続し雇用を守れるように中小企業・小規模事業所へのさらなる支援策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日、福島県河沼郡会津坂下町議会議長 赤城大地。

宛名は内閣総理大臣・厚生労働大臣宛でございます。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

私は、この意見書の提出に反対の立場から意見を申し上げます。

まずこの要望内容の最低賃金法を全国一律制度に改正することとありますけれども、この一律にすることについて、東京都が地方の最低のところより208円高いということは、208円高くしろというような内容になるというふうに思います。これは、考えてみれば労働者側からすれば高くなればよいというような発想でありますけれども、中小事業者、雇用者側にしてみれば、当然給与を上げよということになります。そして、今、雇用者の中で一番困っている内容というのは人手不足であります。給与を高くすれば人が集まるかということ、決してそうではなく、今、国会で議論をされている103万円の壁等がありまして、ちょうど12月、今の時期はパートさんが働く時間を増やせないからということでシフトを組めないというような事業所が出てきておるのが現状であります。

こういうことを鑑みると、国の抜本的な制度が変わらないうちに地方からこのような意見を出すということは、非常に私は危惧される部分であります。

また、雇用者側の立場で、失礼しました。従業員の方から、被雇用者の立場から、この意見書を見れば正に妥当なものだというふうに私も考えますけれども、この内容を中小事業者、雇用者側から見れば、ちょっと違和感を覚える内容であるというふうに言わざるを得ません。

そういう意味で、地方の議会から国に対して意見をする場合に、中小企業者、雇用者側の意見を酌まない内容を意見書として出すということは、私は非常に違和感がございますので、反対を申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

委員会発委第6号に対して賛成の立場から討論を申し上げます。

本来事業所・事業者と雇用者の間で給与・報酬等の契約が結ばれますが、法律で行政が関与できるのが最低賃金のみでございます。これはあくまで最低賃金でありまして、その上限というのは、それ以上の能力があったり、様々な状況に応じて、それは事業所・事業者と雇用主の間のことでございますから、私は全国的に一律、今回は一律制度に改正するというところでございますが、やっぱり地方を考えたときに労働者の生活を支えるために最低賃金は高いほうがいいと思っております。

また、今回の意見書では、その中小企業・小規模事業所のさらなる支援策を拡充・強化することとありまして、事業所側への考慮が非常になされている内容となっておりますので、ぜひ双方、取り組んでいただきながら理想的な体制に整えていただきたいという思いを込め、賛成の討論とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第6号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎継続調査の申出

◎議長（赤城大地君）

日程第14、継続調査の申出を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付すること決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（赤城大地君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第4回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

12月5日から本日までの9日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。また、本定例会に提出いたしました条例の一部改正、一般会計並びに各特別会計の補正予算の計9件の議案につきまして、原案のとおり議決

を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

本会議中に議員の皆様から寄せられました貴重なご意見、ご提言は町民の声でありますので、早期に実施可能な取組につきましては、速やかに着手し、住民サービスの向上に努めてまいります。

町民が町に愛着を持ち、将来にわたり住み続けたいと感じられるよう多くの方々にご意見をいただきながら、町民、議会、町が一体となって魅力あるまちづくりを進めてまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（赤城大地君）

これをもちまして、令和6年第4回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。（閉会 午前11時30分）

◎書記（田中啓太君）

事務局より申し上げます。

11時35分より議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催いたします。その後、午後1時より議会全員協議会を議場にて開催しますので、関係者はご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月13日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員